

## 「平和の緑づくり事業」実施要綱

### 1 事業目的

学校等の敷地内における植樹活動など身近な緑づくりを推進するとともに、児童・生徒を対象とした森林環境教育を実施する。

### 2 事業内容

この事業は、「緑の募金」として寄付された平和堂店舗における有料レジ袋の収益金を活用し、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）が、生物多様性につながる学校等の敷地内における植樹活動など児童・生徒の参加による身近な緑づくりを推進するとともに、森林環境教育活動を支援する団体等と連携し、児童・生徒を対象とした森林環境教育を実施する。

### 3 実施対象団体

大阪府内に所在する小学校、幼稚園、こども園、保育園、特別支援学校等の教育施設とする。

### 4 事業に関わる経費

協会は、事業に関わる次の各号に該当する経費を「緑の募金」より支出する。

- (1) 植樹に関わる費用：植樹の準備・実施や植樹後の維持管理に関する指導を行うための人件費、苗の購入費など
  - (2) 森林環境教育に関わる費用：森林環境教育活動を実施する講師に対する謝礼（一人当たり1日2万円、一事業あたり2人までを上限とする）、講師を補助する人員への交通費等（一人当たり1日2千円を上限とする）
  - (3) 看板の設置費用：植樹をした記念の看板の作成費
- 事業に関わる経費の上限は、1団体につき40万円とする。

### 5 事業実施期間

事業の実施期間は、実施決定の通知日から当該年度の3月末日までとする。

### 6 申請

事業を行おうとする団体は、「平和の緑づくり援事業申請書」（様式1）を、別途定める期日までに提出する。申請書には、その他協会が求める資料を添付する。

### 7 事業実施団体の決定および通知

協会と株式会社平和堂は、申請書をもとに審査会を開き、事業実施団体を決定し、その旨を当該団体に通知する（様式2）。

## 8 事業実施条件

協会は、事業実施団体の決定に際し、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 事業の内容の変更（協会の定める軽微な変更を除く。）をする場合においては、予め協会の承認を得ること。
- (2) 事業を中止又は廃止する場合においては、協会の承認を受けること。
- (3) 事業の遂行または予定期間内の完了が困難となった場合は、速やかに協会に報告し、その指示を受けること。

## 9 実績報告

事業実施団体は、事業が完了したときは、その日から30日以内または翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、平和の緑づくり事業実績報告書（様式3）を提出しなければならない。報告書には、その他当協会が求める資料を添付するものとする。

## 10 その他

事業実施団体は、当該事業が「緑の募金」の助成により実施されていることを、掲示・広報するとともに、助成事業を実施する年度または翌年度について、緑の募金活動に取り組むこととする。また、事業実施後の効果などについて、後日の調査等に協力することとする。

## 附 則

この規定は令和元年9月1日から施行する。